

県土整備部内各課長
各土木事務所長
上信自動車道建設事務所長
八ッ場ダム水源地域対策事務所長
下水道総合事務所長

} 様

建設企画課長 大塚 雅昭

積算基準（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する追加費用）について（通知）

このことについて、下記により通知いたします。

なお、土木事務所におかれましては、管内市町村への参考送付をお願いいたします。

記

1	基準名	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に要する追加費用について
2	適用年月日	令和2年4月21日
3	基準作成課名	建設企画課
4	問い合わせ先	建設企画課技術調査係 電話：027-226-3531
5	区分	新規 ・ 改定 ・ 廃止 ・ その他（-）
6	基準の内容	受注者が、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のため、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、 個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書、又は業務計画書への反映と確実な履行を前提 として設計変更を行い、請負代金額、又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用については、別紙参照のこと。
7	基準を作成した理由	別添のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より令和2年4月20日付け事務連絡「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底について」が送付され、その中で、感染拡大防止対策に係る追加費用について通知されたため。
8	その他	本通知適用日以前から、令和2年2月25日付け国土入企第52号に基づき、実施している感染拡大防止対策についても、 受注者による施工計画書、又は業務計画書への反映と確実な履行が確認できるものは、本通知を適用すること。
9	基準の公表	公表・非公表

別紙

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

疑義がある場合は、建設企画課 技術調査係まで照会すること。